

令和元年度徳島県病院内保育所運営事業実施要領

1 目的

この事業は、県内の病院及び診療所に勤務する医療従事者のために、保育施設を運営する事業について助成することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の充足及び確保を図ることを目的とする。

2 補助対象

社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人等

3 補助対象施設について

(1) 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者が運営する病院内保育所であること(病院の開設者以外が運営する病院内保育施設は対象外です)。

(2) 病院及び診療所における医療従事者の確保を図るために医療従事者の児童を保育することを目的に設置され、保育児童が1人以上であり、かつ常勤の保育士が2人以上であること。

また、平成31年4月1日時点で、保育料(給食費用は含むが、おやつ代は除外すること)として児童1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設であること。ただし、12ヶ月運営しないものは除く。

(注) 15日以上開所した月を1ヶ月とし、開所日数が15日に満たない月がある場合は補助対象外となる。

(3) 定員枠等やむを得ない事情により運営を関係団体に委託している場合は、次の条件を満たしている場合に限り、「委託料」(保育士等の人件費相当分のみ)を補助対象経費とする。

- ① 委託契約が締結され契約書が作成されていること。
- ② 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。
- ③ 委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。
- ④ 原則として病院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。なお、契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。
また、決算書等については委託費の内容が事業ごとに明示されていること。
- ⑤ 受託者は受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。

(4) 病院内保育施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重すること。

4 補助基準

区 分	保育児童数	保育時間(開所時間)	保育士等数
A型特例	1人以上4人未満	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

※保育児童数・・・年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

保育児童数については、各月1日に在籍し、かつ月15日以上保育する児童を対象とする。補助対象は、補助対象病院に勤務する医療従事者の児童に限る。

保育士等数・・・全ての月で基準を満たす必要有り

保育士等数に含まれるのは、保育士の有資格者、看護師、その他の者（事務職等の保育に従事しない者は除く。）

$$5 \text{ 補助額} = \text{基準額} \left((1) \text{基本額} \times \text{調整率} + (2) \text{加算額} \right) \times 2/3$$

(1)基本額

A型特例 (1人×180,800円×運営月数－保育料収入相当額)

A 型 (2人×180,800円×運営月数－保育料収入相当額)

B 型 (4人×180,800円×運営月数－保育料収入相当額)

B型特例 (6人×180,800円×運営月数－保育料収入相当額)

・保育料収入相当額

24,000円×12月に4月1日時点での保育児童数(上段表)を乗じた金額とすること。ただし、A型特例は1人、A型は4人、B型は10人、B型特例は18人を上限とする。

・調整率

別添4により、前々年度の剰余金等から負担能力指数を算出する。負担能力指数に応じた調整率を基本額に乗するが、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあたっては適用しない。

(2)加算額

24時間保育を行っている施設については、別途加算 (20,080円×運営日数)

病児等保育を行っている施設については、別途加算 (187,560円×運営月数)

緊急一時保育を行っている施設については、別途加算 (20,080円×運営日数)

(注意)

・申請額が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で調整することがあります。